

医療的なケアを必要とする 子どもとそのご家族に対する支援事業

あなたの寄付で、医療的ケアを必要とする子どもに対する支援を行います。

近年の医学の進歩により、出産時に命を落とす子どもは減少している一方で、生きていくために、日常的に人工呼吸器やたんの吸引などの医療的なケアが欠かせない子ども（医療的ケア児）が増えています。

医療的ケア児の急増に対して、その支援体制の整備は全国的に遅れています。医療的ケア児の生活実態を把握するため、山形県が行ったアンケートでは、ご家族の切実な声が多く寄せられました。

- ・夜中も子どものケアが必要なため、まとまった睡眠を取ることが出来ない
- ・この1年間、子どものケアから離れることができた日が1日もない
- ・子どもの世話のため、就職することができない
- ・子どもを預かってくれる施設がない

このような状況を受け、山形県では、医療的ケア児とその家族を支援する事業に取り組んでおります。皆様からの寄付金につきましては、支援事業にご活用させていただきたいと存じますので、ご協力をよろしく願います。

山形県では、医療的ケア児を持つ子どもとご家族を支援するため、次の事業を実施しており、寄付金はこれらの事業に活用させていただきます。

①各分野が連携した協議の場

医療的ケア児の支援は、福祉分野の他に、教育、医療、保健等、各分野における関係機関との連携が不可欠です。

県では、これらの各分野の関係機関との緊密な連携体制を構築し、医療的ケア児に対する支援について協議を行っています。

②訪問診療の推進

医療的ケア児は、定期的に病院に通う必要がありますが、通院中の車中や病院内における待ち時間でも、たんの吸引などの医療的ケアが必要であり、通院はご家族にとって大きな負担となっています。

県では、こうしたご家族の負担軽減のため、医師が医療的ケア児の自宅に訪問して診療を行う小児在宅医療を推進するための実地研修を行っています。



③医療的ケアに関するコーディネーターの養成

医療的ケア児を持つご家族は、障がい福祉サービスや医療サービスなどの支援制度等の情報収集に苦勞をしています。

県では、ご家族の相談を受け付け、最適なサービスを調整するコーディネーターの養成研修を行っています。

④医療的ケア児に医療的ケアを行う人材の育成

医療的ケア児に対して直接ケアを行うためには、専門的な知識・実技を習得した支援人材が必要となります。そのため県では、直接ケアを行う方（医師、看護師、福祉機関職員、教員等）を対象とした養成研修を行っています。

⑤通院支援

上記「②訪問診療の推進」で記載したとおり、医療的ケア児の通院は、ご家族にとって大きな負担となっています。

県では、ご家族の負担を軽減するため、訪問診療を推進するとともに、タクシー会社からの運転手派遣や、訪問看護師の付き添いによる通院支援事業を行っています。